

意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 460-8578

(ふりがな) なごやしなかくまるのうち

住所 名古屋市中区丸の内3-20-17
OSプラザ17F

(ふりがな) かぶしきかいしゃじっぷえふえむ

氏名 株式会社ZIP-FM

かがしらはるひこ

代表取締役 鴨頭 治彦

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
報告書全体			報告書案の内容について、開催直後からパブリックコメントを行うなど多角的な視点から捉えられており基本的には賛成である。
24頁	1行～3行	「ブロック」をどのように区分けをするか（例えば、どの位の数の県を1のブロックとするか）が今後の検討に委ねられている。	「地方ブロック向け放送」については、今後の検討に委ねられているので、制度化の理念に述べられているように、「地域振興」「地域情報の確保」・・・で述べられている地域の考え方と相違することが考えられるので、広くすることだけではなく、番組内容によって、地方ブロックを例えば、現在のテレビ放送の広域（東海地方）に分けた同一の放送番組を放送できるように制度面及び技術面の双方に係る検討をしていただきたい。
26頁	下4行～下1行	（2）放送対象地域 なお、「地方ブロック向け放送」の各事業者が連携等をして、「全国で同一の放送番組」を放送することは、「地方ブロック向け放送」を設けた趣旨を損なわない範囲で認めることが考えられ、このことは、現在、県域放送を前提としていわゆるネットワーク系列による全国同時放送がおこなわれることと同様である。	
40頁		第5章技術方式の在り方	受信機の普及、受信者の負担軽減等から、同一の受信端末で「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」と「全国向け放送」の両方が受信できるよう技術方式を統一したほうが望ましい。